

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の余熱を活用した

園芸施設に関するサウンディング型市場調査実施要領

令和5年4月

一 関 市

## 1 調査の趣旨

一関市及び平泉町から排出される可燃ごみの処理を行っている一関清掃センターごみ焼却施設及び大東清掃センターごみ焼却施設の設備・装置の老朽化が進行してきていることから、当該施設の管理・運営を行っている一関地区広域行政組合では、「エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本計画」を策定し、新たな施設の整備を計画しています。

一方、一関市では基幹産業である農業を維持し、さらに発展させるため、農業従事者の減少と高齢化が進む中、新たな担い手の育成・確保に取り組んでおり、また農林業の6次産業化や農商工連携による高付加価値商品の開発や販路拡大による販売面での支援など、農業振興に取り組んでいます。

こうした中、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設から発生する熱エネルギー（以下「余熱」という。）を園芸施設に活用することで、資源循環型農業の実践を目指し、様々な視点から農業の振興へつなげていくための取組を検討しています。

ついでには、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設に隣接する農地を余熱活用エリアと仮定し、民間事業者の皆様から広く意見や提案を求め、対話を通じて、余熱を活用した園芸施設の建設及び運営にかかる市場動向やアイデアを把握するため、サウンディング調査を実施します。

## 2 対象用地

所在地	岩手県一関市弥栄字一ノ沢地内ほか
事業種	農業（園芸施設）
整備想定最大敷地面積	約1ha
交通アクセス	東北自動車道 一関ICから約30分
位置図	

※図1建設候補地は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の建設候補地

### 3 余熱供給条件

下表の条件での余熱利用の可能性についてご提案ください。

	条件
供給熱量	最大6.3G J / h ただし、令和18年度の推計値ですので、供給期間の最長30年後を保証するものではありませんのでご注意ください。
供給形態	温水（約50℃）
供給期間	最長30年間
余熱利用料	利用料は現在検討中ですが、今回のサウンディング調査では「無料」を想定して提案をお願いします
施設整備条件	最大供給熱量が利用可能な施設整備を検討してください。ただし、常時利用でなくても結構です。
その他	(1) 一般廃棄物処理施設の稼働条件により、熱量は変動します。 (2) 余熱を園芸施設内で利用するための設備等の整備は事業者負担となります。

### 4 ご提案いただきたい内容（サウンディングの内容）

民間の有する知識及び見地・技術により、余熱活用エリアにおける余熱を活用した園芸施設の建設、運営の市場性や最適な整備・導入・運営方法等について調査を行います。

以下の点について意見を募集し、今後の事業計画の具体化につなげていきます。

#### (1) 事業の実現性について

- ① 余熱の利用方法
- ② 園芸施設の建設イメージ（規模・配置等）
- ③ 用地の確保や整備に関するアイデア

#### (2) その他

- ① 整備に関するスケジュール
- ② 事業への参加意欲
- ③ 事業実施にあたっての課題等

### 5 サウンディングの対象

余熱を活用した園芸施設の建設・運営に関し、事業実施主体となる意向を有する法人又は法人グループで、次の要件をすべて満たしている者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者、若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者、若しくは更生手続開始の申立てをしている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381号（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による整理開始の申立てをなされていない者であること。破産法（平成16年法律第75条）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (4) 参加申請書類の提出の日から受託候補者を決定するまでの間に、市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 最近1年間の法人市民税、固定資産税を滞納していない者であること。
- (6) 一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団経営支配法人等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でない者

## 6 質問の受付及び回答

本調査に関する質問がある場合は、下記により受け付けます。

(1) 受付期限 令和5年5月12日（金）正午（必着）

(2) 受付場所

一関市農林部農政推進課

住 所：〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

電 話：0191-21-8421

E-mail：noseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp

(3) 提出方法

別紙「余熱を活用した園芸施設に関するサウンディング型市場調査質問票」（様式第1号）に記入の上、電子メールにて提出してください。メールの件名には、質疑の回数と会社名が分かるようにすることとし、提出後、必ず受信確認を行ってください。

(4) 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答を取りまとめて、令和5年5月17日（水）までに一関市ホームページに掲載します。なお、電話又は口頭による対応は行いません。

## 7 サウンディングの参加申込み

サウンディングに参加する者は、次のとおり提出してください。

(1) 受付期限 令和5年5月19日（金）正午（必着）

(2) 受付場所

一関市農林部農政推進課

住 所：〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

電 話：0191-21-8421

E-mail：noseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp

(3) 提出方法

別紙「サウンディング調査参加申込みシート」（様式第2号）に必要事項を記載し、電子メールにて提出してください。提出後、必ず受信確認を行ってください。

(4) 資料

サウンディング調査項目の検討に要する資料を、参加申込み後に提供します。

## 8 サウンディングの資料の提出

サウンディングに参加する者は、次のとおり提出してください。

(1) 受付期限 対話実施日の前日16時まで

(2) 提出先

一関市農林部農政推進課

住 所：〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

電 話：0191-21-8421

E-mail：noseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp

(3) 提出方法

別紙「サウンディング調査提案シート」（様式第3号）に必要事項を記載し、電子メールにて提出してください。提出後、必ず受信確認を行ってください。

## 9 対話の実施

(1) 実施期間 令和5年5月22日（月）から令和5年6月2日（金）

(2) 実施場所 一関市役所内会議室

※ 詳細は別途お知らせします。

※ アイデア等の知的財産権保護のため、対話は個別に実施します。

## 10 留意事項

- (1) 建築基準法をはじめ関係法令を遵守してください。
- (2) 本調査の参加に係る費用は、全て応募者の負担となります。
- (3) 本調査への参加実績は、事業実施者を公募する際の応募条件及び評価対象になるものではありません。
- (4) 対話での発言はその時点での想定であるものとし、回答があった事項については、今後の事業実施を約束するものではありません。
- (5) 調査結果については、応募者の名称やアイデア等知的財産権保護に配慮したうえで、本市ホームページに概要等を公表します。

## 11 問合せ先

一関市農林部農政推進課農政企画係長 佐藤 雅弘

住 所：〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

電 話：0191-21-8421

E-mail：[noseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp](mailto:noseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp)